

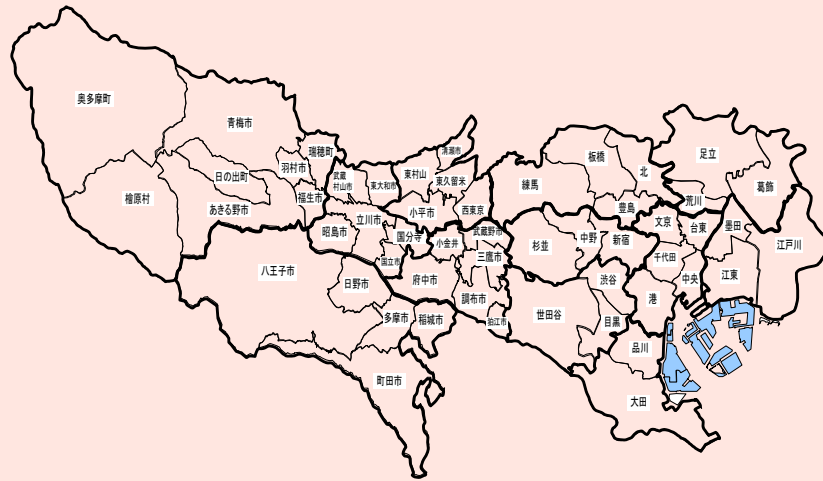
東京都

～病院から地域生活へ安心して暮らし続ける～
を支援する

東京都の精神障害者の地域生活への移行に向けた取組は、平成16年度精神障害者退院促進支援モデル事業から始まり、平成18年度東京都精神障害者退院促進支援事業を経て、平成24年度からは「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」が個別給付化されるのに伴い、「精神障害者地域移行体制整備支援事業」として実施しています。

1 都の基礎情報

東京都



取組内容

【人材育成の主な取組】

- 精神障害者地域移行体制整備支援事業
人材育成事業…精神障害者の地域移行・地域定着を担う
人材の資質向上のための研修等を実施。

【精神障害者の地域移行の取組】

- 精神障害者地域移行体制整備支援事業
- 精神障害者早期退院支援事業
- 精神保健福祉士配置促進事業

基本情報

圏域数（※）	13カ所
人口（平成25年6月東京都の人口（推計）より）	13,277,001人
精神科病院の数（平成25年版「東京都の精神保健福祉」より）	115病院
精神科病床数（平成25年版「東京都の精神保健福祉」より）	22,771床
入院精神障害者数 （平成25年版「東京都の精神保健福祉」より）	3か月未満：5,252人（26.1%）
	3か月以上1年未満：3,595人（17.9%）
	1年以上：11,254人（56.0%）
退院率 （平成24年度厚生労働省「精神保健福祉資料」より）	入院後3か月時点：61.4%
	入院後1年時点：89.8%
相談支援事業所数 （平成28年2月1日現在）	一般相談事業所数：662
	特定相談事業所数：174
障害福祉サービスの利用状況（平成26年3月利用実績より）	地域移行支援サービス：81人
	地域定着支援サービス：75人
保健所（※）	東京都保健所6カ所
（自立支援）協議会（※）	（人材育成について議論）：専門部会なし *第4期東京都自立支援協議会において、相談支援専門員の人材育成について議論を深めている。
	（精神障害者の地域移行について議論）：専門部会なし
精神保健福祉審議会（※）	東京都地方精神保健福祉審議会、保健医療計画部会

（※）平成 28年1月現在

2 都道府県としての精神障害者の地域移行推進のための人材育成の取り組みの経緯①

○「東京都精神障害者退院促進支援事業」（平成18年度～23年度）

◆「退院促進コーディネーター事業」（事業委託）

退院促進コーディネーターらが、個別ケアマネジメントや病院と地域とのネットワーク構築に向けた支援を通じて、病院職員や地域支援者等の人材育成に関与。

◆「精神科訪問看護推進事業」（事業委託 平成20年度終了）

精神科訪問看護事業所の看護師等が入院中からの事例検討会や、医療機関との同行訪問等により、実践的な支援方法を習得。

◆「地域体制整備担当係長の配置」（平成21年度から実施）

精神障害者の地域生活への移行に必要な体制整備の総合的な調整を行う地域体制整備担当係長（〈総合〉精神保健福祉センターに配置）が、病院職員や地域支援者等の人材育成を支援。

○「東京都精神障害者退院促進強化事業」（平成19年度～23年度 事業委託）

※平成21年7月より「東京都精神障害者地域移行促進強化事業」に事業名変更

地域において、指導的役割を果たす退院促進支援に関する専門家を養成するとともに、地域における受入基盤の拡充を図る。

- ・精神科訪問看護研修（基礎・専門）…訪問看護事業所職員等対象
- ・相談支援の中核となる人材研修（事例検討）…相談支援事業所、精神科病院、行政機関等の職員対象
- ・精神科医療機関における病院実習…相談支援事業所等の職員対象（平成21年度から実施）
- ・障害者支援事業所における地域実習…精神科病院等の職員対象（平成22年度から実施）

2 都道府県としての精神障害者の地域移行推進のための人材育成の取り組みの経緯②

○「精神障害者地域移行体制整備支援事業」（平成24年度から実施）

◆「精神障害者地域移行促進事業」（事業委託）

地域移行コーディネーターらが、ピアサポーターと共に、地域移行への動機づけ支援や、病院と地域とのネットワーク構築・強化に向けた支援を通じて、病院職員や地域支援者等の人材育成に関与。

◆「人材育成事業」（事業委託）

精神障害者の地域移行・地域定着を担う人材の資質向上のための研修等を実施。

- 精神科訪問看護研修（基礎・実践）…訪問看護事業所職員等対象
- 精神科医療機関における実習研修…指定一般・特定相談支援事業者等の職員対象
- 障害者支援事業所における実習研修…精神科病院等の職員対象
- 基礎（事例検討）研修…指定一般・特定相談支援事業所、精神科病院、行政機関等の職員対象

◆「地域体制整備担当係長の配置」

精神障害者の地域生活への移行に必要な体制整備の総合的な調整を行う地域体制整備担当係長（〈総合〉精神保健福祉センターに配置）が、病院職員や地域支援者等の人材育成を支援。

3 都道府県としての精神障害者の地域移行の取り組みの経緯 ①

○「東京都精神障害者退院促進支援事業」（平成18年度～23年度）

精神科病院に原則1年以上入院している精神障害者のうち、病状が安定し、地域の受け入れ条件が整えば退院可能で、本人が退院を希望する者を対象に、地域生活への円滑な移行を支援するとともに、精神障害者の地域生活に必要な体制の整備、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化の推進を図る。

◆「退院促進コーディネーター事業」（事業委託）

相談支援事業所等に配置した退院促進コーディネーターらが病院を訪問し、精神科医療機関や地域の関係機関との連携を図りながら、精神障害者ケアマネジメントに基づき、対象者に対し一定期間退院に向けた支援を行う。

◆「グループホーム活用型ショートステイ事業」（事業委託）

精神障害者グループホームに併設した専用居室等を使用して、地域生活のイメージ作りや退院後の病状悪化防止のためのショートステイを実施する。

◆「精神科訪問看護推進事業」（事業委託 平成20年度終了）

精神障害者が、退院後の地域生活を始めるにあたり、治療の中断や病状悪化を防ぎ、安定した地域生活を継続させるため、精神障害者への医療相談や看護等の療養支援を行う地域の精神科訪問看護実施体制を整備する。

◆「地域生活移行支援会議」

全都的な会議及び退院促進支援事業のための圏域別会議を実施する。

◆「地域体制整備担当係長の配置」

精神障害者の地域生活への移行に必要な体制整備の総合的な調整を行う地域体制整備担当係長を（総合）精神保健福祉センターに配置。

3 都道府県としての精神障害者の地域移行の取り組みの経緯 ②

○「精神障害者地域移行体制整備支援事業」（平成24年度から実施）

精神科病院に入院している精神障害者が、円滑に地域移行を図るための体制及び安定した地域生活を送るための体制を整備するとともに、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化の推進を図る。

◆「精神障害者地域移行促進事業」（事業委託）

ピアサポーターと共に、長期入院者等に対する地域移行への動機づけ支援や、病院と地域をつなぐ橋渡しを行い、広域にわたるネットワークを構築・強化し、円滑な地域移行・地域定着を推進する。

◆「グループホーム活用型ショートステイ事業」（事業委託）

精神障害者グループホームに併設した専用居室を使用して、地域生活のイメージ作りや退院後の病状悪化防止のためのショートステイを実施する。

◆「地域生活移行支援会議」

精神障害者の地域移行に関する目標達成に向けて、関係機関との連携を深め、効果的な支援体制構築に向けた協議を行うため、情報交換、課題の調整及び検討等を行う。

◆「地域体制整備担当係長の配置」

都内3か所の（総合）精神保健福祉センターに各1名配置。地域生活への移行に必要な体制整備の総合的な調整役を担う。

◆「人材育成事業」（事業委託）

精神障害者の地域移行・地域定着を担う人材の資質向上のための研修等を実施する。

3 都道府県としての精神障害者の地域移行の取り組みの経緯 ③

精神障害者地域移行体制整備支援事業（平成27年度概要）

精神障害者地域移行促進事業（都内6か所）

病院等での活動

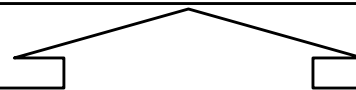
- 入院患者等へ退院に向けた動機付け
- 地域相談支援（個別給付）事業の普及・啓発
- ピアサポーターの育成とピアサポートの活用

区市町村へのつなぎ

- 障害者総合支援法による個別給付を活用した退院支援の推進
（区市町村による支給決定等）
- ◆ 地域移行支援
 - ◆ 地域定着支援



- 広域支援や困難事例に対するバックアップ
- 病院と地域支援機関等とのネットワークづくり
- 安定した地域生活継続のための体制作り



地域生活移行支援会議の開催
グループホーム活用型ショートステイ事業の実施
地域体制整備担当係長（（総合）精神保健福祉センター）の配置
地域移行・地域定着支援を担う人材育成

3 都道府県としての精神障害者の地域移行の取り組みの経緯 ④

○「精神障害者早期退院支援事業」（平成27年1月から実施）

精神科病院の入院患者の地域生活への移行の促進をめざし、医療と福祉の関係者が連携し、早期退院に必要な体制の充実を図るなど、医療保護入院者が円滑に地域生活へ移行できるよう支援する。

- ・地域援助事業者等が医療保護入院者退院支援委員会等へ出席した際に、精神科病院が地域援助事業者等に支払った費用に対する補助。
- ・精神科病院が、医療保護入院者退院支援委員会等に地域援助事業者等を出席させた際に要する事務費補助。

○「精神保健福祉士配置促進事業」（平成27年1月から実施）

精神科病院において、病院内外における調整や支援計画、医療と福祉の連携体制を整備する精神保健福祉士の配置を促進し、精神障害者の地域移行に必要な体制を整備することで、医療保護入院者が早期に円滑に地域生活に移行できるよう支援する。

- ・医療保護入院者の早期退院支援に関わる精神保健福祉士の確保のための補助。

4 都道府県としての来年度への抱負

地域移行推進のための人材育成について

- 精神障害者地域移行体制整備支援事業における、地域移行・地域定着に向けた普及啓発や人材育成を引き続き実施する。
- 人材育成事業における、病院実習や地域実習の実施により、受講者が長期入院患者の置かれている状況や地域で生活する当事者の実態をそれぞれ把握することにより、各々の病院や事業所などでの支援に役立てると共に、病院と地域との相互交流により地域移行・地域定着支援に向けた連携作りを推進する。
- 基礎（事例検討）研修では、精神障害者の支援に必要な基礎的知識の習得と共に、地域移行・地域定着に向けて、関係機関との連携やネットワーク体制の構築への理解を深める。企画・検討では、医療・相談支援事業所・行政等の複数の立場の職員が協議するよう配慮する。

区市町村支援について

- 地域移行に向けた取組や情報の発信に努める。
- 地域生活移行支援会議と区市町村の自立支援協議会との情報共有や連携が図れるよう努める。

地域移行の推進について

- 引き続き、長期入院者の地域移行を促進するとともに、新たな長期入院者を作らない取組を推進する。

5 次年度の戦略

長期目標

(平成29年度まで)

- ①入院後3か月時点の退院率を64%以上
- ②入院後1年時点の退院率を91%以上
- ③平成29年度6月末時点の長期在院者数を、平成24年6月末時点の長期在院者から18%以上削減

短期（次年度）目標

長期目標を見据えながら、入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進する

【目標達成のためのスケジュール】

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
精神障害者地域移行促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域高コーディネーターらによる、病院への働きかけ、退院への動機づけ支援 ・一般相談支援事業者等への支援と連携 ・ピアサポーター育成及びピアサポーター活動の活用 											
グループホーム活用型ショートステイ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・体験宿泊、ショートステイによる退院に向けた支援 											
地域生活移行支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ○3センター圏域会議 ○本庁会議 ○本庁会議 											
人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎研修(退院後生活環境相談員等病院職員、地域関係者等) ○病院実習(相談支援事業者等) ○地域実習(病院職員等) ○訪問看護研修基礎編・実践編(訪問看護ステーション等) 											
精神障害者早期退院支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の周知、補助金交付事務 											
精神保健福祉士配置促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の周知、補助金交付事務 											